

平成25年12月 川棚町議会定例会会議録 (第3日目)

平成25年12月17日火曜日(午前10時開会)

出席議員 (16人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山口 栄 治
書 記	小林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	山口 誠 実
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
国 体 推 進 室 長	吉 永 文 典
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	
兼農業委員会事務局長	太 田 啓 寛
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	野 上 英 了
行 政 係 長	荒 木 俊 行

- 日程第 1 議案第 72 号 川棚町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部
を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 73 号 川棚町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一
部を改正する条例について
- 日程第 3 総務厚生委員会視察調査報告
- 日程第 4 産業建設文教委員会視察調査報告
- 日程第 5 議会活性化対策調査特別委員会視察調査報告
- 日程第 6 議会運営委員会視察調査報告
- 日程第 7 議会活性化対策調査特別委員会中間報告

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、議案第72号「川棚町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 皆様おはようございます。議案第72号「川棚町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例について」の提案理由をご説明致します。

今回の改正につきましては、地方税法の一部改正及び川棚町税条例の一部が改正されたことにより、これに併せて改正する必要が生じたためご提案申し上げます。なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは議案第72号「川棚町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例について」内容をご説明致します。

まず、改正の概要でございますが、延滞金の割合にかかる条文の一部改正でございます。先に、地方税法等の一部改正によりまして、川棚町税条例の一部改正を可決いただいておりますので、その条文を引用するかたちで、川棚町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正するものでございます。それでは新旧対照表により説明致しますので、最後のページをお開きいただきたいと思っております。

第13条でございますが、延滞金について規定をしているところでございます。改正前の「、当該金額に年7.3%の」という部分を、改正後で「、川棚町税条例第19条に規定する」に、一部を改正するものでございます。

ただし書き以降につきましては、改正前では規定しておりませんでしたので、改正後のとおり100円未満の取り扱いを定めたものでございます。なお、川棚町税条例の第19条につきましては、納期限後に納付し、または納入する税金、または納入金にかかる延滞金ということで規定をしてあるところでございまして、附則の第3条の2に延滞金の割合等の特例というところ

で、今回の当分の間、第19条、それぞれの条項によりまして、今回の地方税法の一部改正によります改正がなされているところでございます。

改め文をお開きいただきたいと思えます。この附則でございますが、この条例は平成26年1月1日から施行すると致しております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

14番久保田 この7.3%というのはですね、特例の見直しで具体的に何パーセントになるのでしょうか。

健康推進課長 特例基準の割合につきましては、毎年12月15日ぐらいにですね、財務大臣が告示をするとなっております。26年1月以降の特定基準割合にかかる分につきましては、1.9%と定められております。それにプラス1%ということになりますので、2.9%が加算をされるということになります。以上でございます。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第72号「川棚町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第72号「川棚町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

(10:06)

議 長 次に、日程第2、議案第73号「川棚町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第73号「川棚町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由を説明致します。

今回の改正につきましては、地方税法及び川棚町税条例の一部が改正されたことにより、これに併せて改正する必要があるためであります。その他、詳細につきましては、水道課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

水 道 課 長 それでは改正内容について説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布をされ、延滞金及び還付加算金の割合等の特例について一部改正がなされたところであります。それに併せまして、川棚町税条例につきましても、同様の延滞金の割合の特例が改正されたところであり、施行期日が平成26年1月1日となっているところでございます。それでは、2枚めくっていただきまして、新旧対照表をお開きください。

今回の改正につきましては、附則の第2号についてであります。第12条の延滞金の割合の特例でありまして、納期限の翌日から一月間を7.25%、その後を14.5%としているところであります。この附則におきまして、これまで地方税法及び川棚町税条例に併せて特例基準割合を設けておりましたので、今回の一部改正と致すところでございます。なお、税条例との税率の違いにつきましては、この受益者負担金につきましては、都市計画法第75条第4項の規定により、14.5%と定めてあるところでございます。それでは1枚戻っていただいて、改正条文をお願い致します。

附則の施行期日でございますが、平成26年1月1日と致しているところでございます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第73号「川棚町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第73号「川棚町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

(10:10)

議 長 次に、日程第3「総務厚生委員会視察調査報告の件」を議題とします。本件について、委員長の報告を求めます。

総務厚生委員長 総務厚生委員会の報告をおこないます。平成25年12月17日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長三岳昇。

委員会視察調査報告書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をしましたので、調査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告します。記。

- 1、調査期日、平成25年11月5日、6日、8日。
- 2、調査場所、宮城県宮城郡七ヶ浜町、黒川郡大郷町、遠田郡涌谷町、茨城県那珂郡東海村。
- 3、出席者、総務厚生委員会委員全員、議長、局長。
- 4、調査の目的、自主防災組織及び住民（町民）バスについて。
- 5、調査の概要、別紙のとおり。

調査の概要。宮城県宮城郡七ヶ浜町（人口19,846人、面積13.2k

m²)。

(1) 自主防災組織について。

①概要。

平成16年から取組み、行政区長を中心に平成20年4月に全地区(20地区)で組織された。

日常の活動では、防災訓練や救命講習など積極的に取組み、震災後の活動は、震災の経験と教訓を活かした訓練を行い、会員も積極的に参加している。

②今後の事業実施において参考とすべきもの。

川棚町においては、モデル地区での取組みがおこなわれているが、七ヶ浜町では地域ごとに住民説明会や防災講演会を開催して結成率100%となっている。

③今後の事業展開において採用を検討すべきもの。

早急に各地区での住民説明会を実施することと一部の地域においては、独自の防災マップの作成についても行政のバックアップが必要である。

災害時において、議会の災害時応急体制に関する要領が定められており、本町においても議会の体制づくりが必要である。

④その他。

大津波警報が出された時に、迅速な避難行動ができたのも、各地区の防災組織によるところが大きく、結果的に人命救助につながっている。

宮城県黒川郡大郷町(人口8,743人、面積82.0km²)。

(1) 自主防災組織について。

①概要。

昭和53年の宮城県沖地震と昭和63年の吉田川決壊による水害を経験し、行政より各区長に対して自主防災組織の立ち上げを要請し、平成24年全行政地区(22組織)で設立された。また、活動助成基金を創設し、防災活動用の資機材の購入に対して30万円を限度として補助を行っている。

②今後の事業実施において参考とすべきもの。

本町での取組みの中で、早期に各自主防災組織を立ち上げ、規程の作成や避難誘導などの訓練計画などを策定する必要がある。

③今後の事業展開において採用を検討すべきもの。

活動助成基金が創設されており、防災活動用の資機材の購入に対しての補

助を行うことを検討すべきである。

④その他。

昭和63年の吉田川決壊による水害の経験から流域の地区においては、独自の防災マップを作成しており、本町でも地区ごとの詳細な避難場所や避難経路の防災マップが必要ではないのか検討すべきである。

(2) 住民バスについて。

①概要。

平成12年7月よりバス5台で運行を開始し、現在8路線で80箇所のバス停を設置している。また、平成18年からは指定管理者制度により地域振興公社に委託している。乗車1回で200円を基本に設定し、平成24年度の実績で、242日運行で66,000人余りの利用があり、料金収入が860万円、委託料が3,300万円となっており、差引2,440万円が実質的な町の負担となるが、大郷町では、住民の福祉向上に資するための福祉バスと位置づけられている。

②今後の事業実施において参考とすべきもの。

本町の生きいきタクシー助成に要する費用は、約1,600万円が計上されているが、交通弱者に対する対応としても再度コミュニティバスについても検討する必要がある。

③今後の事業展開において採用を検討すべきもの。

生きいきタクシー助成事業については、対象者の範囲や地域間格差の検討が必要として、閉会中の継続調査としており、今後の検討課題としたい。

④その他。

公共交通に関する検討委員会から住民バスの運行まで3年を要しており、この間、通学者のアンケート調査や関係各機関との協議を丁寧に行っている。

公共交通機関の確保を図るため、日常生活に欠かせない住民の足としての住民バスが運行されている。

宮城県遠田郡涌谷町（人口17,398人、面積82.0km²）。

(1) 自主防災組織について。

①概要。

平成17年から行政主導で取組み、東日本大震災で被害の小さかった地区は無関心だったが、平成25年に全地区（39行政区）で設立された。

本年度中に連絡協議会が設立される予定である。

②今後の事業実施において参考とすべきもの。

本町での取組みの中で、各自主防災組織を立ち上げる段階で連絡協議会を設置する必要がある。

③今後の事業展開において採用を検討すべきもの。

消防団OBの人材を活かした組織づくりを検討する必要がある。

④その他。

地域の防災力向上は、地域は地域で守る（自主、自助）の精神を醸成し、自らの目で危険箇所、危険となる原因を把握することが重要である。

（２）町民バスについて。

①概要。

地方路線バスの廃止により、平成9年11月から町民バスの運行を委託し、平成22年4月から町内の業者に4,082万円で委託している。

運賃は大人100円、子ども50円で、平成24年度の実績は、6路線32便で土日祝日を除く平常日運行で71,000人余りの利用があり、料金収入が630万円、委託料が4,080万円となっている。委託契約金額については、今後検討される予定で、議会からはオンデマンド（予約）方式の導入が提言されている。

②今後の事業実施において参考とすべきもの。

本町の生きいきタクシー助成に要する費用は、約1,600万円が計上されているが、交通弱者に対する対応としても再度コミュニティバスについても検討する必要がある。また、委託金額と料金収入との差額3,450万円は、全額が特別交付税で補てんされていると説明があった。

③今後の事業展開において採用を検討すべきもの。

生きいきタクシー助成事業については、対象者の範囲や地域間格差の検討が必要として、閉会中の継続調査としており、特別交付税についても今後の調査、検討課題としたい。

④その他。

東日本大震災の被災者やスクールバス対象外（4km以上）で小学校が認めた児童に対して無料通学パスを発行している。

茨城県那珂郡東海村（人口37,935人、面積37.4km²）。

- (1) 東日本大震災の震災状況について。
- (2) これまでの震災時の議会对応について。
- (3) これからの震災対応時の議会活動について。

①概要。

東日本大震災における震災状況は、震度6弱、人的被害、住宅損壊、300ha以上の農地が作付不能となり、電気、水道、ガスなどのインフラも甚大な被害を受け、地震発生当日は最大で3,500人以上が避難した。

教訓として情報の伝達や避難場所の運営体制についての問題点と議会としての対応を反省し、平成25年9月に災害発生時の対応要領と対応マニュアルを作成した。

②今後の事業展開において参考とすべきもの。

自主防災組織については、早期に組織し、災害時要援護者を把握し、避難場所、避難経路を設定し、避難訓練を実施するなど非常の事態に備えることが必要である。

③今後の事業展開において採用を検討すべきもの。

議員を通じての情報収集や各地域における災害対策活動につなげていくためにも災害発生時の対応要領と対応マニュアルを作成する必要がある。

④その他。

本町より派遣された職員4名が4ヶ月にわたり、津波で冠水した農地の復旧に携わった。

記載していませんが、このことについては町長、議長から感謝の弁がっております。

調査結果のまとめ。

東日本大震災の発生から2年7ヶ月が経過し、完全な復旧・復興には程遠い状況であるが、行政と議会が連携し取り組んでおり、今回の視察を通じて、とりわけ災害発生時において避難場所で生活するために必要な厨房施設、給水施設、トイレ設備等を考えておくなど、改めて災害時の議会の役割を考えさせられた。

自主防災組織については、その組織づくりに相当の時間を要しており、要援護者の台帳作成に苦慮されていた。

公共交通としての町民バスの導入については、各自治体でそれぞれ背景が

異なり多額の町負担により運営されているが、国の特別交付税により補てんされていると説明されたので、今後の調査・検討の参考としたい。以上でございます。

議 _____ **長** これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、報告済みと致します。

(1 0 : 2 6)

議 _____ **長** 次に、日程第4「産業建設文教委員会視察調査報告の件」を議題とします。本件について、委員長の報告を求めます。

産業建設文教委員長 視察報告を読み上げて行いたいと思います。

平成25年12月17日、川棚町議会議長初手安幸様、産業建設文教委員会委員長山口隆。

委員会視察報告書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をしましたので、調査結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。記。

- 1、調査期日、平成25年11月6日。
- 2、調査場所、宮城県加美郡色麻町、加美町。
- 3、出席者、別紙のとおり。
- 4、調査の目的。

(1) 色麻町。

- ①農業地域振興整備計画について。
- ②地産地消について。
- ③小中一貫教育について。

(2) 加美町。

- ①農業の現状と課題について。
- ②観光行政について。
- ③加美町グリーンツーリズムについて。

- 5、調査の概要、別紙のとおり。

調査の概要。

1、宮城県加美郡色麻町（人口7,431人、面積109.2km²）。

（1）期日、平成25年11月6日。

（2）出席者、川棚町、産業建設文教委員会委員全員、事務局1名。色麻町、議長、副議長、議会運営委員長、農林課長、教育総務課長兼小中一貫教育推進室長、事務局1名。

（3）調査内容。

農業について。

宮城県を代表する純農村の町である。農業経営は、米を基幹とし、畜産と野菜を組み合わせた複合経営が主体で、1戸当たりの耕作面積は2.3haである。しかし、967戸の農家数に対し兼業化が進み専業農家は、僅か96戸と担い手問題や農業所得の停滞など農業を取り巻く問題がある。10年先を見据え担い手への農地の利用集積と安定的な経営体の育成を図ることを目指して「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想」を策定し、各種事業に取り組まれている。

中でも、地域特例作物作付事業で「えごま」の作付支援を行い、販路の確保・加工品の開発等を、第3セクターの「産業開発公社（株）」に委託し一定の成果を挙げている。

担い手問題については、「人・農地プラン」等を活用し、新規就農者への支援を行っている。

地産地消について。

平成20年度から地元の食材を使った特産品を毎月第1・3金曜日に役場前駐車場等で販売している。販売団体は9団体で、来客者は1回約50名、年間850名程度である。

地域の特産品を詰めた「ふるさと福袋」（年末25日発送）は、好評で24年度は5千円を115個、1万円を113個発送している。

小中一貫教育について。

町内の2小学校、1中学校を統合し平成26年4月から一体型の小中一貫教育をスタートさせるものである。

少子高齢化と小規模校での低学年でのいじめは、6年間問題を抱えたままになる等の問題があるが、先進地を視察し、議会でも取り上げ、町政懇談会で町民へ説明し、基本的に反対意見もなく実施することとなった。

遠距離通学児童・生徒への対策として、スクールバスを運行し対処することである。

教育システムは、現行の6・3制を発達段階に併せ4・3・2の3ステージ制が導入される予定である。

2、宮城県加美郡加美町（人口25,571人、面積460.8km²）。

（1）期日、平成25年11月6日。

（2）出席者、川棚町、産業建設文教委員会委員全員、事務局1名。加美町、町長、議長、商工観光課長、農林課長、農業委員会、事務局1名。

（3）調査内容。

農業の現状と課題について。

平成15年4月1日、小野田町、宮崎町、中新田町の3町が合併して誕生した町で、農業を基幹産業としている。

農業後継者問題については、認定農業者の共同申請（親子、息子夫婦、生産組合等）によって後継者へ移譲できる土壌づくりに取り組んでいる。60歳を超えた頃から共同申請による計画作成をすることによって、農業経営を継承する準備期間とするように推進している。

「人・農地プラン」における青年就農給付金（150万円を5年間給付）を活用し、農業経営に参加しやすい環境づくりを地域全体で作りにあげている。

また、地域おこし協力隊が地域農業に参加し、定住することで地域の後継者・担い手として育成している。

また、「加美町の食材を披露める会」を開催し、生産者と消費者をつなぐことにより農産物の販売等の対策を行っている。

観光行政について。

薬菜山を中心に豊かな自然を活かした交流施設群が代表的な観光施設である。その他、バッハホールや温泉施設等を有し、平成24年度の集客数は120万人弱である（バブル崩壊後減少傾向にある）。

温泉施設、宿泊施設、ウォーターパーク、コテージ、ふれあい公園等を町の施設として有し、管理は第3セクターである地域振興公社等に指定管理で委託している。指定管理料として、年間約1億5千万円を支出している。本町のように調定納付金の制度はない。また、施設建設にかかる起債については、大半が償還済みということである。

グリーンツーリズムについて。

平成8年に加美町グリーンツーリズム推進会議が設立され、中学生の農業・農村体験（農家民泊）、夏休み親子体験（川遊び、そば打ち、農産物収穫等）、ファミリー農園等の体験メニューを実施している。

年間受け入れ実績は800名程度で、会員数（受け入れ農家数）は45名である。国の補助事業でスタートしたが、現在は町単事業として実施している。

また、グリーンツーリズムは観光客のリピーターにもつながっている。

3、調査のまとめ。

農業については、経営規模は本町と異なるが後継者問題、耕作放棄地、減反政策など農業を取り巻く環境の厳しさは共通の課題である。今後どのように地域の農業を持続、繁栄させていくかが重要であり、認定農業者の共同申請や「人・農地プラン」の作成等については、本町でも積極的に取り組むべきである。

地域の農産物についても、販路の確保のための加工品の開発や生産者と消費者をつなぐ取組みがなされており、本町の特産品についても参考にしたい。

観光については、集客数の伸び悩み、交通アクセスの問題、指定管理者制度の問題など本町と共通の課題を抱えているようであり、本町においても、観光活性化のため官民一体となって取り組む必要性を感じた。

小中一貫教育については、色麻町の教育の実情から導入されたものと思われた。スクールバスの運行は、遠距離通学者に対する対策として参考になった。以上でございます。

議 長 これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、報告済みと致します。

(10:37)

議 長 次に、日程第5「議会活性化対策調査特別委員会視察調査報告の件」を議題とします。本件について、委員長の報告を求めます。

議会活性化対策調査特別委員長 読み上げて報告と致します。

平成25年12月17日、川棚町議会議長初手安幸様、議会活性化対策調査特別委員会委員長村井達己。

議会活性化対策調査特別委員会視察報告書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をしましたので、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。記。

- 1、調査期日、平成25年11月6日、7日。
- 2、調査場所、宮城県遠田郡涌谷町、宮城県荊田郡蔵王町。
- 3、出席者、別紙のとおり。
- 4、調査の目的、議会活性化の取組みについて、基本条例、通年会期制、自由討議など。
- 5、調査の概要、別紙のとおり。

調査の概要。

宮城県遠田郡涌谷町（人口17,398人、面積82.0k㎡）。

- (1) 期日、平成25年11月6日。
- (2) 出席者、涌谷町、議長、総務産業建設委員会委員全員、議会運営委員長、事務局2名。川棚町、議長、総務厚生委員会委員全員、事務局1名。
- (3) 調査概要。

平成20年より議会運営委員会で議会報告会や一般質問について、先進地視察等を行いながら活性化の取組みを始める。

平成24年9月から議場へのタブレット端末の持ち込みなども許可されており、平成25年12月定例会では基本条例、通年議会の制定を予定している。通年議会については3ヶ月間の試行期間を設けながら計画的に取り組まれている。

また、議場映像の公共施設へのライブ配信も検討されている。

宮城県荊田郡蔵王町（人口12,866人、面積152.8k㎡）。

- (1) 期日、平成25年11月7日。
- (2) 出席者、蔵王町、副議長、議会運営委員長、教育民生委員長、事務局1名。川棚町、議員全員、事務局2名。
- (3) 調査概要。

平成21年には全国で2番目となる通年議会を導入。通年議会を導入したことで、議会が緊急時の対応をはじめ、機能的、機動的にその機能を十分に

発揮することができたことが大きなメリットである。

また、議会基本条例については、町民のパブリックコメントや行政側の意見も参考にしながら検討をし、平成22年に制定した。

請願については請願者本人が議場にて趣旨説明ができることとしている。

その他、反問権の付与、一般質問における追跡質問、討論3回までの許可、自由討議、正副議長選挙での立候補者の所信表明演説、広報公聴委員会を常任化し、議会報告会や議案の勉強会、議員の研修会などを所管し、スムーズで機能的な運営を図られている。議会改革、活性化については常に積極的、計画的に取り組まれている。

調査結果のまとめ。

各町とも議会の活性化に向け、積極的に取り組まれている。特に議会改革の先進地である蔵王町議会は参考とすべき点が数多くあった。

本町議会においても議会報告会をはじめ、活性化への取組みを押し進めてきたが、視察先における参考にすべき事項を比較、分析、検討して必要と思えるものから取り組まなければならない。

今後、さらに町民と議会の距離間を無くすべく、多くの接点を持ち、開かれた議会、信頼される議会となるためにも、各議員の資質の向上と全議員が一丸となって積極的かつ計画的に取り組む姿勢が必要である。以上です。

議 長 これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認め、報告済みと致します。

(10:43)

議 長 次に、日程第6「議会運営委員会視察調査報告の件」を議題とします。本件について、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 読み上げまして、報告とさせていただきます。

平成25年12月17日、川棚町議会議長初手安幸様、議会運営委員会委員長毛利喜信。

委員会視察調査報告書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をしましたので、調査結果を次のとおり、会議規則第77条の規定に

より報告します。記。

- 1、調査期日、平成25年11月5日、8日。
- 2、調査場所、宮城県宮城郡七ヶ浜町、茨城県那珂郡東海村。
- 3、出席者、別紙のとおり。
- 4、調査の目的、東日本大震災の状況及び議会の対応について。
- 5、調査の概要、別紙のとおり。

調査の概要。

1、宮城県宮城郡七ヶ浜町（人口19,846人、面積13.2km²）。

（1）期日、平成25年11月5日。

（2）出席者、川棚町、議員全員、事務局2名。七ヶ浜町、議長、震災復興対策特別委員会正副委員長、事務局2名。

（3）調査内容。

東日本大震災の状況について。

平成23年3月11日震度7と津波の高さ12.1mを記録し、町の面積の3分の1が浸水し、沿岸部を中心に甚大な被害を受けた。

現在も海岸部は建物の基礎部分を残し、更地のままである。今後、高台への移転が計画されているが、人材・資材の不足・高騰の影響で復興計画が順調に進まない状況にある。

自主防災組織は、震災前に全20地区で結成されており、震災時には避難、2次避難を迅速に行い、避難所運営においてもそれぞれに活動され、多くの方の人命救助につながった。

議会の対応について。

3月11日地震発生時は、本会議中（最終日、一般質問）であったが、震災対応のため自然閉会となった。

各議員は、それぞれの地区で個人的に避難所等での支援活動を行った。3月24日、第1回目の議員協議会（非公式）を開き、町災害対策本部より震災の状況の説明を受け、その後の対応について協議した。

その後、統一地方選特例法を受け、9月の議会選挙までの間、鋭意委員会等を開き、町への意見、要望を提出するとともに、住民懇談会を7月に仮設住宅入居者と5回、8月に地域住民と2回開催した。

特記事項。

平成24年3月に「災害時応急体制に関する要領」を定めた。

自主防災組織ごとに大学と連携し、現地を調査しながら独自の防災マップを作成した。

2、茨城県那珂郡東海村（人口37,935人、面積37.4㎡）。

（1）期日、平成25年11月8日。

（2）出席者、川棚町議員全員、事務局2名。東海村、議長、事務局2名、消防防災課長。

（3）調査内容。

東日本大震災の状況について。

平成23年3月11日震度6弱と津波の高さ4.2mを記録した。農地においては、津波冠水や給水施設の被害により73%が作付け不能となった。

議会の対応について。

議会としての対応はしていない。各議員が個人としてそれぞれの地区で活動した。4月に入ってから議会活動を再開し、4月11日村長へ40項目の要望書を提出した。4月14日執行部の出席を最低限にして会議を開いた。

特記事項。

教訓として情報伝達が不十分、避難所運営体制が不明確、避難所の備蓄・設備の不備などが挙げられた。

基幹避難所（22カ所中9カ所）を指定し、備蓄倉庫を整備した。

茨城県教育委員会の学校防災に関する手引きでは、学校が避難場所となった場合は学校災害対策本部を設置し、行政職員が対応できない場合には、教職員が対応するよう求められている。

防災行政無線（移動系）や防災情報ネットワークシステム（各コミセン）の強化が必要である。

自助、共助、公助の住民への理解が必要である。大規模災害時には、公助が細部にまでいきわたらない。

平成25年9月、議会における災害発生時の対応要領、対応マニュアル、行動表が整えられた。

議会の情報収集力の強化のため議会内に無線の設置を図るとともに携帯メール講習会を開いた。

3、調査結果のまとめ。

議会の災害時対応要領を作成し、議員自ら災害時における危機管理意識を身につけるための研修を行う必要を感じた。

本町は比較的災害が少ない地域ではあるが、今回の視察で得た防災の意義は重く、今後町民の防災意識をいかに高めて自主防災組織を立ち上げていくのか、今後の参考としたい。以上です。

議 _____ **長** これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、報告済みと致します。

(1 0 : 5 0)

議 _____ **長** 次に、日程第7「議会活性化対策調査特別委員会中間報告」を議題とします。議会活性化対策調査特別委員会から閉会中の継続調査について、中間報告をしたい旨の申し出があります。お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議会活性化対策調査特別委員会の中間報告を受けることに決定致しました。議会活性化対策調査特別委員長の発言を許します。

議会活性化対策調査特別委員長 読み上げて報告とさせていただきます。

平成25年12月17日、川棚町議会議長初手安幸様、議会活性化対策調査特別委員会委員長村井達己。

委員会調査報告書。本委員会の所管事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第47条の規定により報告します。

議員定数に関する事項についての報告書。

- 1、調査事件、議員定数に関する事項。
- 2、調査期日、平成24年7月23日から平成25年12月3日。
- 3、調査場所、第1、3委員会室。
- 4、出席者、委員全員、議長、事務局長、事務局書記。

5、調査結果、本町の議員定数は、次の一般選挙から14人が妥当であると判断した。

6、調査の経過。

議員定数見直しにあたっては、先進地視察、町内団体との意見交換、ふれあい教室、議会報告会を実施しながら調査、研究、検討を重ねてきた。

また、全員協議会での意見聴取や全議員を対象に2回のアンケート調査を実施するなど、これまで19回の委員会を開催した。

その過程において平成24年12月18日、平成25年10月10日に中間報告をしたところである。

その中での主な議論と経過は次のとおりである。

(1) 定数見直しについての議員の意向。

委員会が議論を進めるにあたっての参考意見に資するため、定数、報酬、委員会数、専任・兼任制について全員協議会での意見交換やアンケート調査を行った。その結果、16人、15人、14人、13人、12人と議員間でも5つの意見に分かれる結果となった。

(2) 委員会としての方向性の決定。

5案での議論を進める中で、委員会として定数削減の方向性を確認するとともに、14人、13人、12人の3案に絞り、検討することとした。

(3) 議員定数についての主な意見。

大幅な削減は町民の多様な意見や意思が限定されることになり、議会の機能・権能が低下し、町民の付託に答えられなくなる恐れがある。

削減の取組みは必要であるが、減らしすぎて議会運営に支障が出たのでは意味がないなど14人が妥当であるとの意見が多数であった。

また、少数意見として、単独の町政運営の中、議会も含めた大胆な行革が必要であり、12人にし兼任制にする。あるいは1委員会にするなどの意見もあった。

(4) 委員会数の構成と兼任制について。

2常任委員会の専任が望ましく、1委員会最低6人以上が必要である。

また、兼任制にした場合、特別委員会がいくつか設置されることも想定すると日程調整や、委員会の同時開催が不可能となるなど課題も多く見られる。

(5) 議員報酬について。

議員定数の検討に加え、議員報酬についても検討を行った。減額検討については定数減により、議会費の縮減につながる。増額検討については、今回の削減数や現在の社会情勢、財政状況を考えると現状維持と判断した。

7、結論。

地方分権が推進される中、行政が複雑・多岐化することに伴い議会が効率的かつ適切に活動することが重要である。

また、行政に対する町民のニーズも多様化しており、議会は町民の代弁者として町の行財政運営の基本を決定し、チェック機能としての重要な役割を果たさなければならない。そのために、その機能を十分発揮できる議員定数を、議員の意向、議会のチェック機能、調査機能やスムーズな議会運営、また社会情勢や人口減少の実態、町民の意向、近隣町の動向など総合的に検討した結果、2人削減の14人が妥当であると判断した。

なお、改選1年前となる平成26年3月定例会に条例改正の提案を目指す。以上でございます。

議 長 これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

1 3 番 森 田 活性化委員会におかれてはですね、長い間議論をされており、計19回の委員会を開催されたという報告もあっておりまして、中間報告もそれぞれいただいております。そこでお尋ねしたいのは、数においてですね、16、15、14、13、12ということで2回目のアンケートによって、さらに絞り込んで、それを基に委員会で検討し14人に決定したと、こういうふうに報告を受けております。

さてですね、お尋ねしたいのはですね、14人が妥当であるとの意見が多数であったと、それで少数意見として12人であったと、こういうことも書いてあるんですが、委員会の中でですね、例えば東彼杵町の例を出すそうですね、5対6とか、なんかこう非常に緊迫した状況があるんですが、当委員会としてはですね、そういうふうな14、12が議論されているんじゃないかと思うんですよね。その間の模様はどうだったのか委員長にお尋ねします。

活性化対策調査特別委員長 どうだったのかと言いますと、どういうことなのかなと思いますけれども、一応、先程言いましたように14、13、12で最終的に3案に絞り込んで検討してきたわけですが、それぞれ14のメリット、デメリット、13、12のメリット、デメリット、そういったところを

検討しながら最終的な判断をさせていただいたということでございます。

付け加えますけれども、いろいろ定数を議論する中で、当委員会としては削減の方向であるというのは確認をしておりました。その中で16であったり、15であったり、あと12、そういった意見も確かに少数意見としてはあったんですが、当委員会としては最終的にそういったことも検討しながら判断をしたというところでございます。

1 3 番 森田 委員長報告によってですね、おそらく今月か来月発行されるであろう議会広報でですね、町民の方々が議会の動向を知ることになるかと思うんですね。委員長報告のように来年の3月に条例改正を出す予定であるという報告をされております。さてですね、こういう問題についてはですね、私もずっと長くですね、20名の時からずっと議会の動向に関係しておりますですね、町民の方がですね、例えばこの件を知ることによってですね、あるいは今までのいろんな流れからしますと、町民の方のある団体、あるいは個人かも分かりませんが、その人達から14人はけしからんと、例えばですよ、もっと減らせというような方法でやれというような請願なり陳情なりが出される可能性があるんですね、今までの動きからして。そういうことに対してですね、別に議会活性化委員会が条例を出すとは決まっておりますが、その件について委員会としてはどういうふうにご考えておられますか。

議会活性化対策調査特別委員長 請願が出た場合というような質問かと思えます。当委員会でもそういった一部の町民の皆様から、請願が出されるんじゃないかというような噂を耳にしておりますので、そういったことも話をしたことがございます。現時点で実際、いつの時点で出るのか分かりませんが、今日、委員会としての最終的な判断をしたということでございますので、今後、請願が上がってきた場合ですね、これからの手順ということでもありますけれども、おそらく当委員会に付託されるというようなことはないかと思えます。今後は議会運営委員会か新しく特別委員会を設置した中で、閉会中の調査というふうになっていくんじゃないかと思えます。いずれにしろ請願が上がった時点で臨時議会を開くなり、開催するなりし、手法としてはそのように審議をしていくというようなかたちになるんじゃないかと思えます。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議_____ **長** 質疑なしと認め、報告済みと致します。

(1 1 : 0 3)

議_____ **長** ここで、お諮りを致します。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決されました案件につきましては、議決の結果生じました条項、字句、数字、その他、整理を要するものがあった場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議_____ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定を致しました。

議_____ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了致しました。会議を閉じます。

平成25年12月川棚町議会定例会を閉会を致します。ご起立願います。
お疲れ様でした。

(1 1 : 0 4)

